

(5) 土木施工管理／CPDS

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）へ登録した学習単位のうち、業者ごとに令和6年10月31日時点以前1年間に取得した単位数の合計に応じて、土木一式工事に下表の付与点数に基づき加点する。

登録学習単位合計数	付与点数
100 UNIT 以上	20 点
80 UNIT 以上 100 UNIT 未満	16 点
60 UNIT 以上 80 UNIT 未満	12 点
40 UNIT 以上 60 UNIT 未満	8 点
20 UNIT 以上 40 UNIT 未満	4 点

(6) 建築技術継続能力開発／CPD

建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者について、公益社団法人日本建築士会連合会、建築CPD運営会議又は一般財団法人建設業振興基金が実施する建築技術継続能力開発／CPDへ登録した学習単位のうち、業者ごとに令和6年10月31日時点以前1年間に取得した単位数の合計に応じて、建築一式工事に下表の付与点数に基づき加点する。

登録学習単位合計数	付与点数
100 単位以上	20 点
80 単位以上 100 単位未満	16 点
60 単位以上 80 単位未満	12 点
40 単位以上 60 単位未満	8 点
20 単位以上 40 単位未満	4 点

(7) 消防団活動への協力

令和6年10月31日時点において、佐世保市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1号に基づき、従業員が消防団員として複数入団している事業所等で消防団協力事業所として認定を受けている者に対し、全ての工事種類に10点を加点する。

(8) 建設業労働災害防止協会への加入

令和6年10月31日時点において、建設業労働災害防止協会へ加入している者に対し、全ての工事種類に10点を加点する。

(9) 一般事業主行動計画の策定

令和6年10月31日時点において、①次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対し、全ての工事種類に5点を加点する。

※ ①②どちらかを策定している場合は5点、①②両方を策定している場合は10点を加点する。

(10) 環境への配慮

令和6年10月31日時点において、エコアクション21又はISO14001の認証を取得している者に対し、全ての工事種類に5点を加点する。

以上

契約課（制度担当）
TEL：0956-24-1111（内線3207）
FAX：0956-25-9624

主観点申請書類一覧表

主観点の申請を希望される方は、主観点申請書及び申請する項目ごとに以下の書類（写し可）を添付してご提出ください。

主観点項目	添付書類 及び 注意点
(1) 防災協定等	・ 防災協定等に関する証明書
(2) 協会等への加入	・ 協会等への加入に関する証明書
(3) 市民雇用数	・ 特別徴取税額の決定通知書の写し ・ 上記がない場合は、雇用する職員が佐世保市に在住していることがわかる書類 ※代表者を除く、建設業に従事する職員のものをご提示ください。 ※書類は確認後その場で返却します。
(4) 障がい者雇用	以下に示す書類（<u>すべてご提出ください</u>） ● 法定事業主※の場合 ● ※従業員数が40人以上 ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ② 雇用保険「事業所別被保険者台帳照会」又は健康保険被保険者証など （<u>令和6年6月1日から起算して直前1年間以上継続しての雇用を確認できるもの</u>） ③ 障害者雇用状況報告書の写し ● 法定事業主以外の場合 ● ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ② 雇用保険「事業所別被保険者台帳照会」又は健康保険被保険者証など （<u>直近の決算日から起算して直前1年間以上継続しての雇用を確認できるもの</u>） なお、書類提出にあたっては、 使用目的を本人に伝えその承諾を得た上で提出すること。
(5) 土木施工管理／CPDS	・ 学習履歴証明書
(6) 建築技術継続能力開発／CPD	・ 取得単位証明書（学習履歴証明書）
(7) 消防団活動への協力	・ 佐世保市消防団協力事業所認定通知書の写し ※認定理由に「<u>従業員等が消防団員として複数入団している</u>」が含まれている必要があります
(8) 建設業労働災害防止協会への加入	・ 当協会が交付した加入証明書の写し
(9) 一般事業主行動計画の策定	・ 認定通知書など行動計画を策定していることがわかる書類の写し
(10) 環境への配慮	・ 認定書など認証を取得していることがわかる書類の写し